

福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市基本構想及び基本計画の理念に基づき、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が本市域内に住所を有している（本市域内への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市民局人権部人権推進課の職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、住民票の写し（本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）及び独身証明書、その他これに類する書類を添えて市長に提出することにより宣誓を行うものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第 5 条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第 2 号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第 7 条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証を紛失、き損、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第 3 号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第 4 条第 1 項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第 8 条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があつた場合（第 10 条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第 4 号）に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証への子の記載)

第 9 条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、一方又は双方と生計を同一とする未成年の子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合、受領証に当該子の氏名の記載を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届（様式第 5 号。以下「子に関する届」という。）に、次に掲げる書類を添え、当該子の同意を得たうえで市長に提出するものとする。

(1) 一方の子であることを証明する書類

(2) 生計が同一であることを証明する書類

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 宣誓者は、受領証に記載した子の氏名の削除を希望するときは、当該子の同意を得たうえで子に関する届を市長に提出するものとする。
- 3 15歳以上の子について、前2項の規定により子に関する届を提出するときは、宣誓しようとする者又は宣誓者及び当該子が自署するものとする。この場合において、自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により子に関する届の提出を受けたときは、その内容を確認し、当該届の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 双方が本市域外に転出した場合。ただし、転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により双方が一時的に本市域外に転出した場合、次条第1項の規定に基づき、継続して受領証を使用する場合及び本市が参画するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（令和6年4月1日設立）を構成する自治体（以下「構成自治体」という。）へ転出する場合を除く。

(自治体間での相互利用)

第11条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第7号。以下「継続使用申請書」という。）」を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が、前条第1号及び第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している受領証の再交付、宣誓事項の変更、受領証への子の記載については、第7条から第9条の規定を準用する。

(パートナーシップ継続申告による受領証の交付)

第12条 構成自治体において、第6条に規定する受領証に相当する書類（以下「受領証相当書類」という。）の交付を受けている者が、本市域内への転入後も引き続きパートナーシップを継続することを申告したときは、市長は受領証を交付することができる。

- 2 前項の規定により受領証の交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、来庁または郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第8号。以下「継続申告書」という。）に自ら記入し、住民票の写し（本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）及び転出地である構成自治体が交付した受領証相当書類を添付して、市長に提出するものとする。この場合において、当該継続申告者の一方または双方が自ら継続申告書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 3 市長は、継続申告者が本人であることを確認するため、第4条第2項に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。
- 4 市長は、当該継続申告者が第3条に規定する宣誓の対象者の要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、受領証を交付するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。